# <u> <改訂版> ふじの</u>くに生物多様性地域戦略2018-2027のポイント

#### 基本的事項

- ○平成30年3月、本県の多彩で豊かな自然を後世に継承していくための 行動計画である「ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定
- ○計画の位置づけ
  - ・生物多様性基本法第13条第1項に基づく地域戦略
  - ・静岡県環境基本条例に基づく静岡県環境基本計画の分野別計画
- ○計画期間
  - 2018~2027年 (平成30~令和9年) 度の10年間
  - ⇒策定から概ね5年が経過するため社会情勢の変化等を踏まえて改訂

#### ポイント

- ○生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において採択された「昆明-モントリオール生物多様性枠組」を踏まえた国の「生物多様性国家戦略2023-2030」の趣旨を反映
- ○令和4年3月に策定した「静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン」や「静岡県環境基本計 画」等との整合
- ○生物多様性に関する地域の実態や取組等を現場に精 通する団体から意見聴取した内容を反映
- ○消費生活や事業活動において、生物多様性への意識 ・関心を高め、行動変容に導くための取組を重点的 に記載
- ○南アルプスの環境保全や浜名湖の外来生物など新た な対策に関する取り組みを充実

拡充:既存項目に新たな取組を追加

#### 主な改訂内容

#### <基本方向1>多様な生物の個性とつながりを大切にする

項目	行政の取組として追加する内容	考え方(現状・課題)
◆デジタル技術を活用 した情報の一元管理 【新規】	収集・蓄積された生物多様性に関する情報のデジタル化による一元管理を行い、情報発信や普及啓発に活用するとともに、オープンデータ化による外部有識者や研究機関との連携強化を促進します。	生物多様性の保全と持続可能な 利用に役立てるため、更なる情 報収集・蓄積やデータの有効活 用が必要
◆30by30目標* <sup>1</sup> に基づ く生物多様性の保全 【新規】	自然環境保全地域や鳥獣保護区等、法令によって 自然が守られている保護地域の拡張と管理の質の 向上に取り組みます。	現状の保護地域は陸域20.5%、 海域13.3%にとどまっているため区域の拡大が必要
◇外来生物の駆除・移 動制限【拡充】	アメリカザリガニとアカミミガメは、野外への放流や拡散をしないよう、普及啓発します。	外来生物法の改正に伴う県民へ の注意喚起が必要

\*1:2030年(令和12年)までに陸地及び海洋の少なくとも30%を保全又は保護すること

### <基本方向2>生物多様性を支える社会をつくる

項目	行政の取組として追加する内容	考え方(現状・課題)
◇消費生活・排水・廃棄物における生物多様性への配慮 【拡充】	食品ロスの削減などの普及啓発や、賞味期限等に 対する正しい理解など消費者教育等を通じて意 識改革を促し、環境に配慮した消費行動がとれる 消費者の育成を図ります。	世界の食品ロスの発生量は食料 援助量を大きく上回り、食品ロ ス削減は国際的な課題
	プラスチックごみ等が海に与える影響を軽減する ため、県民一人ひとりの実践の呼びかけや、森・ 川・海等での清掃活動への助成を実施します。	プラスチックごみの増加に伴う 海洋汚染や生態系への影響が世 界的な問題
	人が幸せになるエシカル消費を推進するため、 様々な消費行動や取組について、啓発サイト「プラス・エシカル」をはじめとする多様な広報ツールを活用した情報提供や、消費者・事業者双方に向けた普及啓発を行います。	県民のエシカル消費に対する意 識は着実に高まりつつあり、さ らに意識を高め、行動変容を促 すことが必要
◇事業活動における生 物多様性への配慮 【拡充】	SDGsの考え方を踏まえた企業の取組事例や、 ESGに関する金融機関の取組を紹介するセミナー の開催等により、生物多様性を含むESG金融の活 用を促進します。	ESG金融が国内外で拡大

#### <基本方向3>生態系を保全・再生・創出する

項目	行政の取組として追加する内容	考え方(現状・課題)
◇南アルプスの環境 保全【拡充】	南アルプスにおける絶滅危惧種の調査を実施し、 希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生 動植物に指定するなど、保護・回復を図ります。	南アルプスの希少種の保護に向け、 絶滅危惧種の調査や条例指定種の 追加が必要
◇湖沼・湿地の水環 境の保全や自然再 生【拡充】	浜名湖の外来植物の分布拡大防止に必要な情報 を得るため、植物の生育状況・分布状況の調査 を行います。	外来植物の分布拡大により、在来 植物や地域固有の生態系を破壊す るおそれがあるため、外来植物の 除去対策が必要

## <基本方向4>特徴的な地域の環境を重点的に守る

項		行政の取組として追加する内容	考え方(現状・課題)
◇野生鳥獣に 害防止【拡		ドローンや捕獲情報アプリ等のICTを活用した 効率的な捕獲を促進します。	ニホンジカの食害が甚大であり、 更なる適正管理が必要
◇利用者によ 破壊の防山		登山者にごみを持ち帰ることを啓発するため、外 国人登山者にも分かるように、イラストや12の多 言語でデザインした袋を手渡し、登山マナーの向 上を呼びかける「富士山ごみ持ち帰りマナー向上 対策キャンペーン」を実施します。	富士山の登山道及び山麓において、 ごみの問題など一部登山者のマナーの悪さが指摘されているため、 継続的なルール・マナー啓発の取 組が必要
◆南アルプラ 発信【新規		南アルプスの自然環境をより良い形で未来につないでいくため、科学的知見に基づき環境保全を進めながら利活用を促進する仕組みである「南アルプスモデル」の構築を通じその方策の検討や、SNSを活用し、南アルプスの持つ場の魅力や情報を広く国内外に発信します。	世界に誇れる豊かな生物多様性の 魅力と保全の重要性に対する県民 認知度・理解度を高めていくこと が必要
◆外来生物 <i>©</i> 【新規】	)防除	浜名湖における継続的な環境保全活動につなが るよう、企業や学校等の参加を促すなど、民間 団体等の取組を支援します。	外来植物の分布拡大により、在来 植物や地域固有の生態系を破壊す るおそれがあるため、外来植物の 除去対策が必要
◆30by30目標 生物多様性 【新規】		「今守りたい大切な自然(10箇所)」等、法令に基づく保護地域以外の生物多様性の保全に資する地域について、OECM*2の認定・管理に向け、積極的に支援します。	現状の保護地域は陸域20.5%、海域13.3%にとどまっているため区域の拡大が必要

\*2:保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域(OECM: Other Effective area-based Conservation Measures)